

交通系 IC カードの普及・利便性拡大に向けた検討会

設置趣旨

交通政策基本法に基づき本年 2 月 13 日に閣議決定した「交通政策基本計画」では、旅客交通のサービスレベルを向上するため「交通系 IC カードの利用エリアの拡大や事業者間での共通利用、エリア間での相互利用の推進」を図ることとしている。

また、インバウンド 2000 万人時代に向けて、外国人観光客に国内各地を訪れてもらうためにも交通系 IC カードの普及拡大は重要であることから、観光施策と連携した交通分野での取組として「交通系 IC カードの利用エリアの拡大」について検討することも同計画に位置付けている。

以上を踏まえ、交通政策基本計画に掲げられた施策の具体化を図るため、「交通系 IC カードの普及・利便性拡大に向けた検討会」を設置する。本検討会において、課題の解決に向けた幅広い検討を行い、地域公共交通の利便性向上と新たな利用者層の創出、及び外国人をはじめとする旅行者の移動の円滑化に資する交通系 IC カードの普及・利便性拡大の道筋の具体化を図る。